

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「社会や株主にとって価値ある企業であり続ける」を基本方針に企業価値を継続的に高めるために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくということが、基本的な考え方であり、そのために必要なコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付けております。

健全な企業活動は、法令やルールの遵守、高い倫理感に基づいた行動であると認識しており、特に当社取扱製品(医療機器)の製造及び販売にあたっては医薬品医療機器等法の規制を受けており、特定商取引法や、景品表示法など他の法令についても、研修などを通じ徹底した指導を実施しております。

2021年12月現在、取締役会は取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、毎月1回開催し、経営に関する重要な事項等の決定及び業務執行の監督を行っております。その上で執行役員制度を導入し、取締役の機能の一つである業務執行機能の一部を執行役員に委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化しております。

また、2021年12月現在、監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回開催し、経営監督機関として取締役の業務執行に対する監視を行い、取締役の業務執行が法令・定款に適合し妥当なものであるか監査を行っております。

必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士及び会計監査人から意見を聴取するとともに社内教育を実施、リスク管理を徹底しております。

また、各グループ会社取締役の職務の執行の適正性を確保するため、モニタリングが適宜行われております。

これらの施策により更なる企業体質の強化を図り、当社グループの長期的な安定経営により株主から更なる信頼を得て参る所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改定後のコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4】

当社は、機関投資家や海外投資家を含めた株主が議決権行使しやすい環境作りに努める必要があると考えております。

株主総会開催日は、既に集中日を避けて開催することを基本方針としております。

議決権行使に関して、株主及び機関投資家から議決権を行使しやすくなるよう、議決権電子行使プラットフォームの採用を次回開催の株主総会より実施する予定であります。

招集通知の英訳化につきましては、次回開催の株主総会より実施する予定であります。

【補充原則4-2-1】

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とすることを目的に、2021年2月26日開催の取締役会において、会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(以下、「決定方針」という。)を決議しております。

取締役の報酬は、当社グループの持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針としております。具体的には、a. 基本報酬、b. 短期インセンティブ報酬としての賞与、c. 中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成しております。

社外取締役につきましては、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとしております。

今後、さらなる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の導入検討を進めてまいります。

【補充原則4-10-1】

現在、当社の独立社外取締役は2名(取締役会の3分の1)で、独自の視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、取締役会の機能の独立性・客観性は確保されておりますが、より独立性・客観性のある仕組みの構築に向けて、委員会の設置等についても検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性に関し、今後、分析・評価を行うものと決定しており、現在、具体的な評価・方法の検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を勘案した上で行うことを基本的な方針としております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

また、同株式の買い増しや処分可否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を通

宜しい、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との間で会社法に定める関連当事者間の取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規定に定めております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間の取引を把握すべく、役員及びその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引(役員報酬を除く)の有無、さらに、役員及びその近親者(二親等内)が議決権の過半数を実質的に保有する会社と当社グループとの取引の有無を毎年定期的に役員各々に確認しております。

【補充原則2-4-1】

当社グループは、多種多様な人材が最大限の力を発揮することが中長期的な企業価値向上に繋がるという考えのもと、性別・国籍・職歴の有無に係わらず多種多様な人材を積極的に採用する方針としております。

中途採用者の給与体系や人事考課の基準は新卒採用者とのそれと一切変わらず、昇進や責任者へ任命の際も、挑戦する場を用意し有望な人材に成長してもらえるように致しております。

女性の登用につきましては、現時点では管理職における女性の割合は1.09%ですが、近年においては女性従業員も増え、産休や育児休暇を取得・復職する従業員も年々増えていることから、全員がより力を発揮しやすい職場環境が醸成されつつあると認識しております。今後、女性幹部候補を育成し、増やしてまいります。

外国人の採用につきましては、国籍等にとらわれずその能力・成果に応じた邦人同様の人事評価を行うことを基本方針としております。特に海外のグループ会社においては積極的に現地国の人材を採用しております。今後も引き続き多様性の確保に努め、10年後、20年後の社会を見据えた社内環境の整備にも努めながら、グローバルなメディカルカンパニーへの飛躍をとげてまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現在、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等は当社ホームページにおきまして、経営戦略並びに計画は、決算短信におきましてそれぞれ開示しております。

(ご参照)

経営理念等

<https://www.nihon-trim.co.jp/company/philosophy/>

経営戦略ならびに計画(決算短信)

<https://www.nihon-trim.co.jp/ir/library/earning.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は当社ホームページにおきまして開示しております。

(ご参照)

コーポレートガバナンス

<https://www.nihon-trim.co.jp/company/governance/>

(3) 当社の取締役の報酬につきましては、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しております。なお、社外取締役の報酬につきましては、業務執行から独立した立場であり、一定の金額を設定することとしております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役の候補者指名につきましては、経営理念、経営ビジョン、経営環境等に基づく当社の掲げる目標を達成するために必要な知識・経験・能力等を備えることを基準として選解任・指名することとしております。

監査役候補につきましては、財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら総合的に勘案して指名しております。

社外取締役及び社外監査役の選任として、株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立役員等の条件等を参考に選任しております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名にあたっては、必要に応じて個々の略歴、選解任理由ならびに重要な兼職の状況等を記載し説明しております。

【補充原則3-1-3】

当社はサステナビリティに対する方針及び取組状況をホームページにて開示しております。

(ご参照) <https://nihon-trim.co.jp/company/sustainability/>

【補充原則4-1-1】

当社は「取締役会付議基準」に基づき、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。

(1) 会社法及び他法令に規定された事項

(2) 定款に規定された事項

(3) 株主総会の決議により委任された事項

(4) その他経営上の重要な事項

次の事項は、取締役会に報告するものとしております。

(1) 業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項

(2) その他取締役会が必要と認めた事項

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、当社の事業活動全体について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究、開発等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、取締役会にて候補者を選定しております。現在、取締役会は、独立役員である社外取締役2名を含む6名で構成されており、適正であると考えております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の他の上場会社との主な兼職状況は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役が役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得等については、自己研鑽を基本としつつ、必要と認められるトレーニングであると判断した場合は会社の費用で支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、トリムグループ行動基準「4. 株主・投資家等への理解と支持」の方針のもと、さらに次のことを念頭に、株主との対話は積極的に推進しております。

(1) 基本的な考え方

株主との対話全般は社長が統括し、IR担当取締役が指名を受け、対話の申し込みに対して適切に対応いたします。

(2) IR体制

IR担当部署である経営企画を中心として、日常的に必要なに応じ、管理本部(総務・経理等)との連携を取ってまいります。

(3) 対話の方法

経営企画部において、電話取材やIR取材を積極的に受けており、半期に一回決算説明会を開催し、社長及び関連会社の責任者より説明を行っております。

また、年に一度経営方針説明会を開催し、株主と直接対話の機会を設けることを基本としております。前回、前々回はコロナ禍により、中止致しました。

(4) 社内へのフィードバック

IR活動にて得た意見等は、取締役会等において報告し、情報の共有化に努めております。

(5) インサイダー情報

インサイダー情報の管理として、定期的に全社員へ通知徹底を行い、また毎月開催する幹部会においても必要に応じてインサイダー情報管理について教育を行うなど、インサイダー情報管理に留意しております。

(ご参考)

トリムグループ行動基準

<https://www.nihon-trim.co.jp/company/governance/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森澤紳勝	3,350,580	43.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	835,400	10.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	573,300	7.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	160,000	2.05
株式会社三井住友銀行	120,000	1.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	101,900	1.31
日本トリム従業員持株会	97,125	1.24
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C I.M.F	90,100	1.15
三谷 禎秀	70,000	0.90
SCBSG S/A ABS DIRECT EQ FD LLC JP SERIES 1-JP133983200023	52,300	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

- 1.上記は、2021年9月末日時点の情報であります。
- 2.上記大株主の状況に記載の森澤紳勝氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ラボレムスが保有する株式数2,120,300株(27.26%)を含めた実質所有株式数を記載しております。
- 3.当社は、自己株式881,576株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
- 4.上記割合は、自己株式881,576株を控除して計算しております。
- 5.2018年8月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、いちよしアセットマネジメント株式会社が2018年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。
いちよしアセットマネジメント株式会社 :所有株式数494,700株、割合5.71%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の企業集団には、上場子会社である「株式会社ステムセル研究所」を含んでおり、同社に対する当社が所有する議決権割合は、72.1% (2021年12月27日現在)となっております。

当該子会社は、周産期の組織に由来する細胞の処理及び保管を行う細胞バンク事業を営んでおります。自主性、独立性を保持することを基本として、全取締役の半数の独立社外取締役を選任しており、相互の発展に寄与すべく採算性の重視を徹底した企業活動を行っております。

上場企業として、社会的信用を背景に同社の企業価値を最大限に向上させることが当社グループ自体の企業価値向上にも直結するものと考えます。

当社は少数株主の利益を尊重し、不正・不当な取引を強要することがないよう、他の取引先会社と同様の競争原理に基づき、取引条件等の設定についても適正な手続きを行っております。

当社は、企業集団としての内部統制システムを構築し、当社グループの企業価値を高めるため、継続的にコンプライアンス体制の整備・強化を図り、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、迅速且つ的確な対応を行うとともに、ステークホルダー並びに社会に向けて適正な情報開示により、透明性の高い企業集団を形成してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長

取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
亀井 美登里	学者													
大仁 邦彌	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀井 美登里		上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	長年にわたる厚生労働行政に携わった豊富な経験と幅広い見識をもとに、メディカルカンパニーを目指す当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化、医療関連事業の伸長に寄与していただけると判断いたしました。
大仁 邦彌		上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	長年にわたり日本サッカー界を牽引され、公益財団法人のトップとして、グローバルな観点からも含め、豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。SDGsが重要視される中、グローバルなメディカルカンパニーへの飛躍を実現し、社会に貢献することを目指している当社の経営全般に対して助言いただけると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役3名(うち社外監査役2名)の構成となっております。
 会計監査人より、監査計画概要書に基づき監査の概要及び重点項目などの報告を受けております。
 また、監査実施中においては、監査役も現場に出向き、監査の進捗状況や問題点の確認を行っており、監査終了後には総括としての監査報告会を行うなど必要に応じ定期的に情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
篠田 哲志	他の会社の出身者													
桑原 克介	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
 「過去」に該当している場合は「」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
 「過去」に該当している場合は「」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠田 哲志		上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	金融機関において役員として培われた専門的な知識等を、当社の監査体制に活かしていただけると判断いたしました。
桑原 克介		上場管理等に関するガイドラインで要請している独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることから、独立的(中立・公正)な立場を保持していると判断しております。	金融機関において役員として培われた専門的な知識等を、当社の監査体制に活かしていただけると判断いたしました。

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループは連結業績向上に対する貢献意欲、株主を重視した経営を推進することを目的としストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループは連結業績向上に対する貢献意欲、社員の士気を一層高め、株主を重視した経営を推進することを目的とし取締役及び従業員に対してストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬
取締役5名 107,928千円(社外取締役含む)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員報酬等について規程を定め、職責、経営執行状況等にもとづき、取締役の報酬額については取締役会の協議により決定しております。また、その具体的金額については、取締役の報酬額は、1997年6月27日開催の第15期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいた金額としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専従スタッフは配置していませんが、必要に応じ管理本部(総務部、経理部)、経営企画部等の関係部署が対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行

当社における業務執行の判断は、取締役会において実施しており毎月例で一度及び必要に応じて臨時開催しております。取締役は6名(うち社外取締役2名)で構成されており、うち社内取締役は代表取締役社長、各事業部の事業部長及び重要拠点の支社長等の職務に就いております。取締役会には、監査役が必ず出席し取締役の経営判断が法令・定款に適合しているか監査・監督を実施しております。

(2) 内部監査・監督

当社は、国内外の関係会社を含めた業務の適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で内部監査室(専任1名)を設置しております。内部監査室長は、代表取締役に任命され、定期的に事業所を巡回監査し、取締役会及び代表取締役に對し、監査結果を報告及び改善提言を行うことにより健全な業務執行の維持に努めております。

(3) 会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任あずさ監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次の通りであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 武久善栄、河野匡伸

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 8名 その他 10名

監査報酬等の内容

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対する報酬
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬26百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役6名のうち2名を社外取締役とし、経営の意思決定につき社外の立場からの助言を取り入れることによりコーポレートガバナンス強化しております。また、経営の意思決定機能を有する取締役会に対して、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで、経営の監視機能を強化しており、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているとの判断から、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本年度の株主総会は、2021年6月22日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2021年11月に第2四半期決算説明会を開催しました。なお、説明会はZoomを利用したWeb配信も同時に実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をホームページ上に掲載いたしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

- 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し代表取締役がその精神を取締役・使用人をはじめグループ会社全員に継続して周知徹底することにより、定款・法令及び社会倫理の遵守を企業活動の根幹と位置付け徹底する。
代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンスに関する総括責任者として指名し、全社横断的なコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握に努める。
監査役及び内部監査室は連絡を密にし、コンプライアンス体制の状況調査、法令及び定款上の問題及び矛盾の有無を確認し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び使用人の職務執行に係わる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、取締役会において定めるものの他、文書管理に関する「文書管理規程」を必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いをより明確にする。
これとともに意思決定に係わる文書の申請、回付、決裁等は個別の制度を定める。
尚、取締役及び監査役等は法令で定める場合の他、随時これらの文書を閲覧することができ、重要な文書の取扱いに関する社内規程の改廃には、取締役会の承認を必要とする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営活動の継続的発展を脅かす恐れのあるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するために、リスク管理に関する規程を制定し、事業運営リスク及び個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。
またグループ各社及び事業部の代表者を責任者とする横断的組織を確立し、重大なリスクの未然防止、再発防止に努め事業の継続発展を確保する態勢を整備する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画や全社的に影響を及ぼすような重要事項については、取締役会及び取締役・監査役並びに主要子会社の代表者等により構成されるグループ経営会議を開催し、総合的な検討を行う。また、施策及び業務の効率化を推進するため必要な会議を定期または随時に開催し、情報の共有化をはかり業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を行う。
同時に、業務の効率化に必要な情報インフラの整備、構築を図る。
- 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
当社は、「関係会社管理規程」により、当社子会社の管理を行う。
また、当社及び子会社における円滑なグループ企業経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備するとともに、海外法人を含む関係会社に対し当社の方針及び経営理念の指導・啓蒙を行うため定期または随時に関係会社連絡会議を開催する。
さらに、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告する。監査役と内部監査室は、定期または随時に関連会社管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議で報告する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき会計に精通した使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、指名された使用人は監査役付として職務に専念する。
監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社及び関連会社各社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報等を速やかに監査役に報告する体制を整備する。
従業員等は、監査役の監査に対して、職務の実施状況を正確に報告し、その職務に係わる資料等を開示する。また、監査役は必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締役会に具申する。
さらに、監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、独立性に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役と協議する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。
また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を持たないことを基本方針とする。

また、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関及び近隣の企業等との情報交換等を通じ、反社会的勢力に関する情報収集を日常的に行う等、緊密に連携をとり、体制の強化を図るものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入していませんが、安定株主を増加させることを重要課題の一つとして認識しております。そのためには株主に対して安定的な配当を実施するとともに、常に価値ある企業であり続けたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に対する基本方針

当社は、株主および投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、株主および投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでまいります。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 情報の収集

当社の会社情報については、経営企画担当役員を情報取扱責任者とし、経営企画部、経理部及び総務部を情報開示担当部署として情報を集約しております。

(2) 適時開示の要否判断

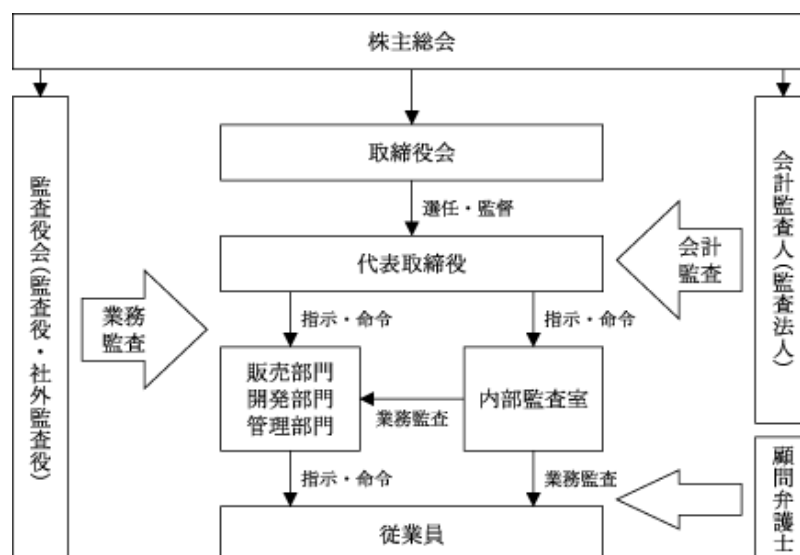
上記体制によって集約された会社情報について、適時開示規則等に従い、情報の重要性・適時開示の要否を判断し、情報取扱責任者は、代表取締役社長または取締役会へ報告、上程し、適時開示の要否、開示内容等について決定しております。

(3) 適時開示の方法

適時開示を行う場合は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。またTDnetによって公表した情報は、当社ホームページやメディアへのリリースを通じて速やかに公表することとしております。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役は「取締役会」のほか社内の重要な会議に出席し、適時適切に公平かつ正確な情報開示が行われているか監視、検証しております。また、会計監査人との間で定期および随時に協議が行われ、モニタリングの実効性を高めております。



【情報開示体制】

